

滋賀県職員退職手当条例等の一部を改正する条例案の概要

1 趣旨 国家公務員退職手当法の改正に準じて退職手当制度を改正する。

2 改正の概要

(1) 支給水準の引き下げ (第 1 条中付則第 22 項、第 23 項関係)

民間における退職給付の支給水準を踏まえ、公民均衡を図るための「調整率」を段階的に引き下げる。(定年退職者の平均で約 400 万円の引き下げ)

期 間	調 整 率	最高支給率
現 行	104/100	59.28月
平成 25 年 1 月 1 日～平成 25 年 9 月 30 日	98/100	55.86月
平成 25 年 10 月 1 日～平成 26 年 6 月 30 日	92/100	52.44月
平成 26 年 7 月 1 日以降	87/100	49.59月

(2) 早期退職特例措置の拡充および早期退職募集制度の整備 (第 1 条中第 5 条の 3、第 6 条の 3、第 8 条の 2 関係)

	現 行	改 正 案
優遇措置	定年までの残年数×2%	定年までの残年数×最大3% ※率は、国に準じて設定
年 齢	50歳以上 (定年前10年)	45歳以上 (規則事項・国に準じて設定)
勤続年数	25年以上	20年以上
早期退職募集制度	早期退職の募集手続き等について条例に規定	

(3) その他

上記改正に伴い、その他の規定および関係条例について所要の改正を行う。

3 施行期日

(1) 2 (1) の改正部分 平成 25 年 1 月 1 日

(2) 2 (2) の改正部分 公布日から 1 年以内 (国の施行期日 (改正法公布日から 1 年以内) に合わせて施行)

滋賀県職員退職手当条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

民間における退職給付の実情を踏まえた国の法改正に準じて、退職手当の額を引き下げるとともに、職員の年齢別構成の適正化を通じた組織活力の維持等を図るため、早期退職者の募集および認定の制度を導入する等の措置を講ずるため、滋賀県退職手当条例（昭和 28 年滋賀県条例第 24 号）等の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例について、その勤続期間および年齢の要件を勤続期間が 20 年以上であり、かつ、その年齢が規則で定める年齢以上であるものに拡大し、(2)に掲げる定年前に退職する意思を有する職員の募集等に応じて認定を受けて退職した者についても適用することとし、退職日給料月額に加算する額を定年と退職の日における年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 3 を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額に改めることとします。（第 1 条中第 5 条の 3 および第 6 条の 3 関係）

(2) 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができるとし、その募集、応募による退職が予定されている職員である旨の認定その他必要な手続について定めることとします。（第 1 条中第 8 条の 2 関係）

ア 職員の年齢構成の適正化を図ることを目的とし、(1)の規則で定める年齢以上である職員を対象として行う募集

イ 組織の改廃または勤務公署の移転を円滑に実施することを目的とし、当該組織または勤務公署に属する職員を対象として行う募集

(3) 退職手当について、退職手当条例本則の規定により計算した退職日の給料月額（調整額を除く。）に乗じる割合を 100 分の 104 から 100 分の 87 に引き下げるとともに、当該区分に応じた割合の適用対象に自己の都合による退職者または勤続 20 年未満の退職者を含めることとします。（第 1 条中付則第 22 項・付則第 23 項関係）

(4) 滋賀県退職手当条例の一部を改正する条例等による経過措置の適用を受けていた者について、(3)の規定との調整を図るため、所要の規定の整備を行うこととします。（第 2 条から第 4 条関係）

(5) その他。

ア この条例は、平成 25 年 1 月 1 日から施行することとします。ただし、イの一部は公布の日から、(1)および(2)ならびにウの一部は、公布の日から起算して 1 年を超え

- ない範囲内において規則で定める日から、それぞれ施行することとします。
- イ この条例の施行に必要な経過措置を設けることとします。
 - ウ その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県職員退職手当条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条および第2条 (略)</p> <p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第3条 次条または第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は退職の日におけるその者の給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）の月額（給料が日額で定められている者については給料の日額の21日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部または全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「<u>給料月額</u>」という。）にその者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項ならびに第5条第1項および第2項において同じ。）または死亡によらず、その者の都合により退職した者（第12条第1項各号に掲げる者を含む。）に対する退職手当の基本額は、<u>その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1)から(3)まで (略)</p>	<p>第1条および第2条 (略)</p> <p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第3条 次条または第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は退職の日におけるその者の給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）の月額（給料が日額で定められている者については<u>退職の日におけるその者の給料の日額の21日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部または全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「退職日給料月額」という。</u>）にその者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項ならびに第5条第1項および第2項において同じ。）または死亡によらず、<u>かつ、第8条の2第5項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者（第12条第1項各号に掲げる者および傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項および第6条の4第4項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1)から(3)まで (略)</p>

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(滋賀県職員の定年等に関する条例(昭和59年滋賀県条例第5号。以下「定年条例」という。))第2条の規定により退職した者(定年条例第4条第1項の期限、同条第2項の規定により延長された期限または同条第4項の規定により繰り上げられた期限の到来により退職した者を含む。次条において同じ。))もしくはこれに相当する他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者またはその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。))または25年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。))にその者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125

(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5

(3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

2 (略)

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 滋賀県職員の定年等に関する条例(昭和59年滋賀県条例第5号。以下「定年条例」という。))第2条の規定により退職した者(定年条例第4条第1項の期限、同条第2項の規定により延長された期限または同条第4項の規定により繰り上げられた期限の到来により退職した者を含む。次条において同じ。))またはこれに相当する他の法令の規定により退職した者

(2) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で規則で定めるもの

(3) 第8条の2第5項に規定する認定(同条第1項第1号に係るものに限る。))を受けて同条第8項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

2 (略)

3 第1項に規定する勤続期間の区分および当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 職制もしくは定数の改廃または予算の減少により、任命権者があらかじめ知事と協議して定めた計画に基づき退職した者、公務上の傷病もしくは死亡により退職した者または25年以上勤続して退職した者（定年条例第2条の規定により退職した者もしくはこれに相当する他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者またはその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者もしくは勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150

(2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165

(3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180

(4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

2 (略)

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125

(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5

(3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 25年以上勤続して退職した者（定年条例第2条の規定により退職した者またはこれに相当する他の法令の規定により退職した者に限る。）

(2) 地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者

(3) 第8条の2第5項に規定する認定（同条第1項第2号に係るものに限る。）を受けて同条第8項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

(4) 公務上の傷病または死亡により退職した者

(5) 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で規則で定めるもの

(6) 25年以上勤続し、第8条の2第5項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第8項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

2 (略)

3 第1項に規定する勤続期間の区分および当該区分に応じた割合は、次の

(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の変額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) から (2) (略)

2 (略)

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第5条第1項に規定する者(25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者および勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものを除く。)のうち、定年に達したことにより退職することとなる日から1年前までに退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項および前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み

とおりとする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150

(2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165

(3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180

(4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、給料の月額の変額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料の月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料の月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料の月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) から (2) (略)

2 (略)

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第4条第1項第3号および第5条第1項(第1号を除く。)に規定する者(規則で定める者を除く。)のうち、定年に達したことにより退職することとなる日から1年前までに退職した者であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が規則で定める年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項および前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額および退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	および特定減額前給料月額	ならびに特定減額前給料月額および特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額および退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額、

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項および第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額および退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数に応じて100分の3を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	および特定減額前給料月額	ならびに特定減額前給料月額および特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数に応じて100分の3を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額および退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数に応じて100分の3を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額に、

第5条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間および特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
--------------	---------	--

第5条の4から第6条の2まで (略)

第6条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条	第3条から第5条まで	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条
	退職日給料月額	退職日給料月額および退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	これらの	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の

第5条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間および特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
--------------	---------	--

第5条の4から第6条の2まで (略)

第6条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条	第3条から第5条まで	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条
	退職日給料月額	退職日給料月額および退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数に応じて100分の3を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額
	これらの	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の

第6条の2	第5条の2第1項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	同項第2号イ	第5条の3の規定により読み替えて適用する同項第2号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第6条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額および特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第6条の2第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額および特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	第5条の2第1項第2号イ	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号イ
	および退職日給料月	ならびに退職日給料月額および

第6条の2	第5条の2第1項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	同項第2号イ	第5条の3の規定により読み替えて適用する同項第2号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第6条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額および特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数に応じて100分の3を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額
第6条の2第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額および特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数に応じて100分の3を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額
	第5条の2第1項第2号イ	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号イ
	および退職日給料月	ならびに退職日給料月額および

額	退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
当該割合	当該第5条の3の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第6条の4(1)から(8)まで (略)

2から3まで (略)

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 退職した者のうち自己都合退職者(第3条第2項に規定する傷病または死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。)以外のものでその勤続期間が5年以上24年以下のもの第1項第1号から第6号までまたは第8号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第7号に掲げる職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額

(2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(3) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零

(4) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1号

額	退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数に応じて100分の3を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額
当該割合	当該第5条の3の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第6条の4(1)から(8)まで (略)

2から3まで (略)

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が5年以上24年以下のもの 第1項第1号から第6号までまたは第8号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第7号に掲げる職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額

(2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(3) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零

(4) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1

の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(5) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零

5 (略)

第6条の5から第8条の1まで (略)

号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(5) 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零

5 (略)

第6条の5から第8条の1まで (略)

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第8条の2 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

(1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、第5条の3の規則で定める年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

(2) 組織の改廃または勤務公署の移転を円滑に実施することを目的とし、当該組織または勤務公署に属する職員を対象として行う募集

2 任命権者は、前項の規定による募集（以下この条において「募集」という。）を行うに当たっては、同項各号の別、第5項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日または期間、募集をする人数および募集の期間その他当該募集に関し必要な事項であつて規則で定めるものを記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

3 次に掲げる者以外の職員は、規則で定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第8項第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。

(1) 第2条第2項の規定により職員とみなされる者

(2) 前項に規定する退職すべき期日または同項に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者

(3) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（管理または監督に係る職務を怠つた場合における処分規則で定めるもの除く。）またはこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者または募集の期間中に受けた者

4 前項の規定による応募（以下この条において「応募」という。）または応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであつて、任命権者は職員に対しこれらを強制してはならない。

5 任命権者は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項に規定する募集をする人数を超える場合であつて、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、任命権者は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。

(1) 応募が募集実施要項または第3項の規定に適合しない場合

(2) 応募者が応募をした後地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（第3項第3号の規則で定める処分を除く。）またはこれに準ずる処分を受けた場合

(3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であつて、その非違の内容および程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する県民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、または長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

6 任命権者は、認定をし、またはしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においては、その理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。

7 任命権者が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行つた後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日

を定め、規則で定めるところにより、前項の規定により認定をした旨の通知をした応募者に当該期日を書面により通知するものとする。

8 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。

(1) 第12条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 第19条第1項または第2項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。

(3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日もしくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、またはこれらの期日に退職しなかつたとき（前2号に掲げるときを除く。）。

(4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分および第3項第3号の規則で定める処分を除く。）またはこれに準ずる処分を受けたとき。

(5) 第3項の規定により応募を取り下げたとき。

9 任命権者は、この条の規定による募集および認定について、規則で定めるところにより、知事に対し、募集実施要項（第5項に規定する方法を周知した場合にあつては、当該方法を含む。次項において同じ。）を送付するとともに、認定を受けた応募者の数を報告しなければならない。

10 知事は、毎年度、前項の規定により送付を受けた募集実施要項および同項の規定により報告を受けた認定を受けた応募者の数を取りまとめ、公表するものとする。

第9条から第20条まで（略）

第9条から第20条まで（略）

付則第1項から第21項まで（略）

付則第1項から第21項まで（略）

22 当分の間、20年以上35年以下の期間勤続して退職した者（条例第33号付則第5項の規定に該当する者および傷病または死亡によらず、その者の都合により退職した者（第12条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。）を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3

22 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（条例第33号付則第5項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、

までの規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。

23 当分の間、36年の期間勤続して退職した者（条例第33号付則第6項の規定に該当する者を除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたもの（傷病または死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。

第24項から第30項まで （略）

「前条ならびに付則第22項」とする。

23 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（条例第33号付則第6項の規定に該当する者を除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項または第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

第24項から第30項まで （略）

滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和48年条例第33号）新旧対照表

旧	新
<p>付 則</p> <p>1 から 4 まで (略)</p> <p>5 適用日に在職する職員（適用日にこの条例による改正前の滋賀県職員退職手当条例（以下「旧条例」という。）第7条の4第1項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となつた者または適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員または職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となつたものを含む。次項および付則第7項において同じ。）のうち、適用日以後に新条例第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、<u>新条例第4条もしくは第5条または滋賀県職員退職手当暫定措置条例の一部を改正する条例（昭和35年滋賀県条例第1号）付則第4項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が20年以上35年以下（同項の規定に該当する退職をした者にあつては、25年未満）である者に対する退職手当の基本額は、新条例第3条から第5条の3までおよび条例第47号付則第5項の規定にかかわらず、当分の間、新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。</u></p> <p>6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年である者に対する退職手当の基本額は、<u>新条例第3条第1項および第5条の2ならびに条例第47号付則第5項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。</u></p> <p>7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、<u>新条例第5条から第5条の3までおよび条例第47号付則第5項</u></p>	<p>付 則</p> <p>1 から 4 まで (略)</p> <p>5 適用日に在職する職員（適用日にこの条例による改正前の滋賀県職員退職手当条例（以下「旧条例」という。）第7条の4第1項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となつた者または適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員または職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となつたものを含む。次項および付則第7項において同じ。）のうち、適用日以後に新条例第3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、<u>新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。</u></p> <p>6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が<u>36年以上42年以下</u>である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、<u>同項または新条例第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として付則第5項の規定の</p>

の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として付則第5
項の規定の例により計算して得られる額とする。

8から41まで (略)

例により計算して得られる額とする。

8から41まで (略)

滋賀県職員退職手当条例等の一部を改正する条例（平成15年条例第80号）新旧対照表

旧	新
<p>付 則</p> <p>1 から11まで (略)</p> <p>12 当分の間、<u>44年</u>を超える期間勤続して退職した者で滋賀県職員退職手当条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例付則第22項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>13 (略)</p>	<p>付 則</p> <p>1 から11まで (略)</p> <p>12 当分の間、<u>42年</u>を超える期間勤続して退職した者で滋賀県職員退職手当条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例付則第22項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>13 (略)</p>

滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成18年条例第78号）新旧対照表

旧	新
<p>付 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することにより改正後の滋賀県職員退職手当条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が平成18年3月31日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間および同日における給料月額を基礎として、改正前の滋賀県職員退職手当条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第6条および付則第22項から第24項まで、付則第9項の規定による廃止前の滋賀県職員の退職手当に関する特例を定める条例（昭和50年滋賀県条例第38号。付則第4項において「特例条例」という。）、付則第10項の規定による改正前の滋賀県職員退職手当暫定措置条例の一部を改正する条例（昭和37年滋賀県条例第47号。以下この項および付則第4項において「条例第47号」という。）付則第5項、付則第11項の規定による改正前の滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和48年滋賀県条例第33号。以下この項および付則第4項において「条例第33号」という。）付則第5項から第8項までならびに付則第12項の規定による改正前の滋賀県職員退職手当条例等の一部を改正する条例（平成15年滋賀県条例第80号。以下この項および付則第4項において「条例第80号」という。）付則第12項の規定により計算した退職手当の額が、新条例第2条の4から第5条の3までおよび第6条から第6条の5までならびに付則第22項から第24項まで、付則第6項、付則第7項、付則第10項の規定による改正後の条例第47号付則第5項、付則第11項の規定による改正後の条例第33号付則第5項から第8項までならびに付則第12項の規定による改正後の条例第80号付則第12項の規定により計算した退職手当の額（以下「新</p>	<p>付 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することにより改正後の滋賀県職員退職手当条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が平成18年3月31日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間および同日における給料月額を基礎として、改正前の滋賀県職員退職手当条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第6条および付則第22項から第24項まで、付則第9項の規定による廃止前の滋賀県職員の退職手当に関する特例を定める条例（昭和50年滋賀県条例第38号。付則第4項において「特例条例」という。）、付則第10項の規定による改正前の滋賀県職員退職手当暫定措置条例の一部を改正する条例（昭和37年滋賀県条例第47号。以下この項および付則第4項において「条例第47号」という。）付則第5項、付則第11項の規定による改正前の滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和48年滋賀県条例第33号。以下この項および付則第4項において「条例第33号」という。）付則第5項から第8項までならびに付則第12項の規定による改正前の滋賀県職員退職手当条例等の一部を改正する条例（平成15年滋賀県条例第80号。以下この項および付則第4項において「条例第80号」という。）付則第12項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年または44年の者であつて、傷病もしくは死亡によらずにその者の都合によりまたは公務によらない傷病により退職したものにあつては、その者が旧法第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例付則第22項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の87（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者</p>

条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3から8 (略)

で傷病または死亡によらずにその者の都合により退職したものおよび37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあつては、104分の87) を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3までおよび第6条から第6条の5までならびに付則第22項から第24項まで、付則第6項、付則第7項、付則第10項の規定による改正後の条例第47号付則第5項、付則第11項の規定による改正後の条例第33号付則第5項から第8項までならびに付則第12項の規定による改正後の条例第80号付則第12項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3から8 (略)